

農業を経営する皆様へ

全国的に大規模災害が多発！

農業経営の支えとなります **「収入保険」**!!



自然災害等で減収



市場価格が下落



災害で作付不能



けがや病気で収穫不能



倉庫の浸水被害



取引先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、**無利子のつなぎ融資**を受けることができます。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプ[※]では、

例えば、基準収入1,000万円の場合、

保険方式の保険料7.8万円、 ※旧料率で保険料を算定し

積立方式の積立金22.5万円、 ています。

付加保険料2.2万円で、

最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の収入がゼロになったときは、

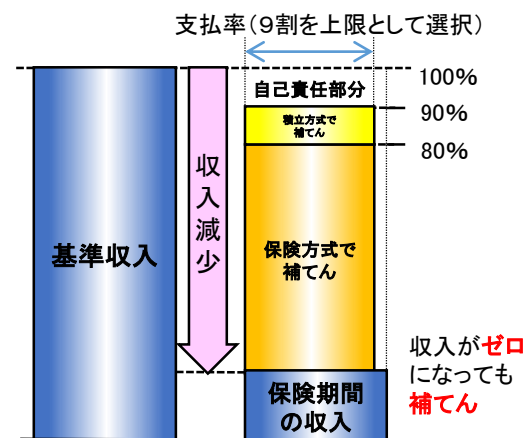
810万円（積立金90万円、保険金720万円）

の補てんが受けられます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、
付加保険料には50%の国庫補助があります。
積立金は補てんに使われなければ、翌年に
持ち越します。

※ 保険料、積立金は分割払（最大9回）や
制度資金の活用ができます。

基本のタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

収入保険加入・保険金等支払・つなぎ資金利用状況

【加入状況】

	令和2年	令和3年
全体	1,521	2,453
個人	1,366	2,234
法人	155	219

【保険金等の支払状況】

	支払件数	保険金等の金額 (円)
全体	505	455,811,688
個人	468	321,187,367
法人	37	134,624,321

令和3年7月末時点

【つなぎ資金利用状況】 (令和2年(度))

件数	26
金額	99,090,000

お問い合わせ（相談）窓口

最寄りの岩手県農業共済組合にお問い合わせください。

盛岡地域センター ☎ 019-659-3905 fax 019-659-3908

中部地域センター ☎ 0198-23-5201 fax 0198-24-8992

胆江地域センター ☎ 0197-25-6631 fax 0197-22-3256

磐井地域センター ☎ 0191-23-3072 fax 0191-21-2909

東南部地域センター ☎ 0198-62-2556 fax 0198-62-0216

宮古地域センター ☎ 0193-67-2231 fax 0193-67-2219

北部地域センター ☎ 0195-41-1101 fax 0195-41-1102

本 所 ☎ 019-601-7492 fax 019-601-7690